

○神奈川県議会海外調査実施委員会選定要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、神奈川県議会委員会条例（昭和31年神奈川県条例第20号）第1条及び第4条に基づき設置された委員会（以下「委員会」という。）が海外調査を実施しようとする場合において、当該海外調査を実施する委員会を選定するための手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（調査の申出）

第2条 海外調査を実施しようとする委員会の委員長は、委員会海外調査実施計画書（別記様式。以下「計画書」という。）を別に定める日までに議長に提出しなければならない。

2 議長は、海外調査を実施する委員会の選定について、計画書の写しを添えて議会運営委員会に諮問する。

（調査実施委員会の選定）

第3条 議会運営委員会は、別に定める指針に基づき計画書の内容を審査し、海外調査を実施する委員会（以下「調査実施委員会」という。）の選定について議長に答申する。

2 議長は、議会運営委員会の答申に基づき、調査実施委員会を選定する。

附 則

この要綱は、平成16年6月定例会の開会日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

(別記様式)

委員会海外調査実施計画書

年 月 日

神奈川県議会議長 殿

委員会名 _____

委員長名 _____

—(署名又は記名押印)—

海外調査を次のとおり計画しましたので、調査を実施いたしたく、よろしくお願ひします。

1 調査期間	年 月 (日間)	
2 調査先 (国・機関名等)		
3 調査目的		
4 調査項目		
5 参加予定人数		
6 経費の概算額	旅 費	
	その他 経 費	